

一関市いじめ防止基本方針

一関市教育委員会

目 次

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方・・・・・・・・・・ P 1

- 1 策定の趣旨
- 2 基本理念
- 3 いじめの定義
- 4 いじめ防止等に向けた方針
 - (1) いじめの防止
 - (2) いじめの早期発見
 - (3) いじめへの対処
 - (4) 地域や家庭との連携
 - (5) 関係機関との連携
 - (6) いじめの防止に資する啓発活動

第2章 いじめの防止等のための教育委員会の取組・・・・・・・・・・ P 2

- 1 一関市いじめ問題対策連絡協議会の設置
- 2 いじめの未然防止・早期発見・早期対応に関すること
- 3 いじめに関して必要に応じて行う教育委員会としての措置
- 4 いじめに関しての教育委員会議への報告
- 5 いじめ問題調査委員会の設置

第3章 いじめの防止等のための学校における取組・・・・・・・・・・ P 3

- 1 いじめ防止基本方針の策定
- 2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置
- 3 いじめの判断及び報告
 - (1) いじめの判断
 - (2) いじめの報告
 - (3) いじめの解消

第4章 重大事態への対処・・・・・・・・・・ P 5

- 1 重大事態の発生と調査
 - (1) 重大事態の意味
 - (2) 重大事態の報告
 - (3) 調査を行うための組織
- 2 調査結果の提供及び報告
 - (1) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する適切な情報提供
 - (2) 重大事態についての教育委員への報告
 - (3) 重大事態についての市長への報告

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 策定の趣旨

平成25年6月にいじめから児童生徒を守り、その尊厳を保持するため、国及び地方公共団体、教育委員会、学校、各関係機関がいじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として「いじめ防止対策推進法」が公布された。

一関市教育委員会(以下「教育委員会」という。)においては、この法律に基づき、あらためて児童生徒のいじめ問題の防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、国、岩手県などが策定した方針等を考慮しながら、本市の実情に応じたいじめ防止のための基本方針として「一関市いじめ防止基本方針」を策定するものである。

2 基本理念

- (1) いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- (2) 全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。
- (3) いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、一関市(以下「市」という。)及び教育委員会、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

3 いじめの定義

いじめについては、いじめ防止対策推進法第1章総則第2条において次のように定義されており、本市もこれを踏まえて取組を進める。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

4 いじめ防止等に向けた方針

(1) いじめの防止

全ての児童生徒を、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となり継続的な取組を行う。

また、道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動や、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動等子供自身の主体的な活動を推進する。

(2) いじめの早期発見

児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの早期発見に努める。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、いじめを受けた児童生徒の安全を確保し、事情を確認した上で組織的な対応を行う。

(4) 地域や家庭との連携

地域社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校、地域、家庭と連携し対処する。

(5) 関係機関との連携

学校や教育委員会において、いじめを行った児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合などには、児童相談所等の関係機関と適切な連携をとる。

(6) いじめの防止に資する啓発活動

いじめの問題への取組みの重要性について市民全体に認識を広めるよう、市のホームページ等を活用して広報を行う。

第2章 いじめの防止等のための教育委員会の取組

1 一関市いじめ問題対策連絡協議会の設置

教育委員会は、いじめの防止等に関する関係機関の連携強化を図るため、教育委員会、学校、市、県南教育事務所、一関児童相談所、盛岡地方法務局水沢支局、一関・千厩警察署、その他の関係者により構成される「一関市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する。市内のいじめ問題の状況の把握と、未然防止・早期発見・早期対応の方法等について協議を行い、関係機関との連携の充実を図りながら取組を進める。

2 いじめの未然防止・早期発見・早期対応に関すること

- (1) 人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実により、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、各学校において全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図るよう指導・支援する。
- (2) 未然防止の取組の充実に向けて、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に対する支援、児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発を推進する。
- (3) 各学校において児童生徒に対する「いじめに関する調査」の定期的な実施を促し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努める。
- (4) 児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に係るいじめに係る相談体制の整備を行う。
- (5) いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員を対象に、関係機関と連携しいじめの防止等に関する研修会等の受講機会を確保するなど、教職員の資質能力の向上に必要な措置を講じる。
- (6) インターネット上のいじめへの対応としては、民間団体や事業主を含めた関係機関と連携して実態把握

に努め、早期発見・早期対応のために必要な措置を講じる。また、関係機関と連携して資料等を配布するなど、啓発活動を実施する。

3 いじめに関して必要に応じて行う教育委員会としての措置

- (1) 教育委員会は、学校からの報告を受けたときは、必要に応じて指導・助言を行い、当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。
- (2) 教育委員会は、学校からの報告を受けて、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講じる。
- (3) 教育委員会は、警察と連携した対応を取ることが必要である場合に、被害者の意向への配慮の下、早期に警察に相談・通報するよう、学校に指導・助言を行う。
- (4) いじめが複数の学校や校種にわたる場合は、教育委員会が学校相互間の連絡協力体制の調整を行い、いじめを解決するための支援を行う。

4 いじめに関しての教育委員会議への報告

教育長は、学校におけるいじめの認知やその他対応の状況について、定期的に教育委員会議において報告する。ただし、重大事態については、速やかにその内容を教育委員に報告し、協議・助言を受けるものとする。

5 いじめ問題調査委員会の設置

教育委員会は、学校において重大事態が発生した場合には、速やかに調査を行う。更に詳細な調査が必要と判断したときは、その調査にあたるために「いじめ問題調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を設置することができる。

この調査委員会は、弁護士や医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）をもって構成し、その公平性・中立性を確保する。

第3章 いじめの防止等のための学校における取組

学校は、いじめの未然防止・早期発見・早期対応のため、校長の強力なリーダーシップのもと、教職員と一致協力した体制を確立し、教育委員会と適切な連携を図りながら、学校の実情に応じた対策を推進する。

1 いじめ防止基本方針の策定

学校は、自校のいじめの防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下、「学校基本方針」という。）として定める。その際、国や県の基本方針及び市の基本方針を参酌し、自校の実情に応じた学校基本方針を策定する。

学校基本方針には、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を柱としていじめの防止等全体に係る内容

を示し、策定した学校基本方針については、学校の広報等で公開するものとする。

ア 未然防止

- ・ 学校いじめ防止基本方針の共有・実行・見直し
- ・ 道徳教育・体験活動の充実
- ・ PTAいじめ防止の啓発活動
- ・ 児童会生徒会によるいじめ撲滅の取組
- ・ 教職員いじめ防止研修会
- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施状況の学校評価と取組の改善

イ 早期発見

- ・ いじめの相談、通報窓口
- ・ 日常観察や情報収集、情報共有
- ・ アンケート調査や定期的な教育相談
- ・ 外部からの情報提供

ウ 早期対応

- ・ 組織としての対応
- ・ いじめの報告、情報共有
- ・ いじめの事実確認
- ・ いじめへの指導

また、学校基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価項目に位置付け、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめ防止等のための取組の改善を図る。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

- (1) 学校は、いじめの防止等の対策のための組織の中核となる役割を担う組織(学校いじめ防止対策委員会)を編成する。
- (2) 組織の構成員は、校長が実情に応じて定める。重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加える。既存の組織を活用することもあり、その際には、組織の中にいじめ対策に関する組織名を位置づける。
- (3) いじめ防止対策委員会は、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応する。また、いじめ防止等の取組について、PDCAサイクルで検証を行う。

3 いじめの判断及び報告

(1) いじめの判断

- ① 学校におけるいじめは、学校いじめ防止対策委員会が事実確認を十分に把握したうえで、最終的に校長がいじめであることの判断を行う。
- ② いじめの判断は、いじめの定義に照らすとともに、文部科学省の資料等を参考にしながら総合的に判断する。

(2) いじめの報告

- ① いじめであると判断した場合、学校では被害者の安全確保を図るとともに、学校いじめ防止基本方針に沿って、児童生徒の当事者、保護者及び集団等に対して解決に向けた指導等を行う。
- ② 校長は、いじめの認知及び解決と指導の完了について確認し、教育委員会に報告する。
- ③ 学校は、指導後においても観察を怠らず、被害者の安全確保と児童生徒のいじめ防止について継続して取り組み、いじめの解消を確認し、教育委員会に報告する。（3か月後）

(3) いじめの解消

学校は、いじめの解消に向け、指導後においても観察を怠らず、被害者の安全確保と児童生徒のいじめ防止について継続して取り組む。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが、「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされる必要がある。

- 被害児童生徒に対していじめが止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。
- 被害児童生徒がいじめにかかる心身の苦痛を感じていないこと。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

第4章 重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の意味

いじめを受けた児童生徒の状況に着目し、次のような場合をいじめの重大事態として捉える。重大事態に至ったという申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。

- いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある（と認める）とき
- いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある（と認める）とき

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。

(3) 調査を行うための組織

教育委員会は、重大事態であると判断したときは、速やかに調査を行い、必要に応じていじめ問題調査委員会を設置する。

2 調査結果の提供及び報告

(1) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する適切な情報提供

- ① 教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で説明する。
 - ② これらの情報の提供に当たっては、教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。
- (2) 重大事態についての教育委員への報告
- 教育長は、重大事態の調査結果について、教育委員会議等で速やかに教育委員に報告する。
- (3) 重大事態についての市長への報告
- ① 教育委員会は、調査結果について、市長に報告する。
 - ② 市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、改めて調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。再調査は、専門的な知識又は経験を有する第三者等の参加を図り、中立性・公平性が確保されるよう努める。（第三者委員会）

平成26年10月制定
平成28年4月改定
平成30年4月改定
令和4年4月一部改定